一関地区広域行政組合介護認定審査会運営規則

平成18年４月１日
一関地区広域行政組合規則第19号
改正　平成19年５月７日　規則第11号
令和５年３月30日　規則第２号
令和８年３月16日　規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、一関地区広域行政組合介護保険条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第27号）第２条の規定により一関地区広域行政組合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）及び認定審査会に設置する介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第９条第１項に規定する合議体（以下「合議体」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（合議体の設置）

第２条　合議体の数は15以内とし、１合議体は５人の委員をもって組織する。

（会議）

第３条　合議体の会議は、各合議体の長が招集する。

２　合議体の長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（守秘義務）

第４条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（除斥）

第５条　委員は、次の案件について議決に加わることができない。

⑴　委員が属する指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅介護支援事業者から居宅サービス若しくは居宅介護支援を受けている者又は委員が属する介護保険施設に入所若しくは入院している者に係る案件

⑵　委員の親族（親族であった者を含む。）に係る案件

⑶　委員が主治医として介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第6項の規定に基づくが意見書を記載している者に係る案件

⑷　その他委員に直接の利害関係が存する案件

（関係者からの意見聴取）

第６条　合議体は、審査のために必要があると認めるときは、審査案件に係る被保険者及

びその家族、主治医、調査員その他の関係者から意見を聴くことができる。

２　合議体の長は、前項の関係者から必要な意見を聴取したと認めるときは、これらの者に退席を求めることができる。

（会議録）

第７条　会議録は、認定審査会及び合議体の会議ごとに作成するものとする。

（会議及び会議録の公開）

第８条　認定審査会及び合議体の会議及び会議録は、公開しない。ただし、本人又は認定申請を行った者からの請求に基づくもので、会議録の当該部分のみの公開を行う場合は、この限りでない。

２　前項ただし書きによる公開は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する手続きにより行うものとする。

（庶務）

第９条　認定審査会及び合議体の庶務は、介護保険課において処理する。

（補則）

第10条　法令及びこの規則に定めるもののほか、認定審査会及び合議体の運営に関し必要な事項は、認定審査会の会長が認定審査会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年５月７日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月30日規則第２号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月16日規則第１号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。